

食品衛生法第 52 条に基づく器具又は容器包装を製造する営業の施設の 衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する改正の概要

1. 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること（一般衛生管理）について
 - ① 問題発生時の対応については、食品等自主回収（リコール）報告制度等との整合性をはかり、以下の規定を加える。
 - ・ 問題発生時の対処方法を定め、問題となった製品を特定し、対処方法を定め、この手順に従い対処する。
 - ② 記録等については、器具又は容器包装を製造する営業以外の営業施設の一般衛生管理の規定との整合性をはかり、以下のとおりの努力義務規定とする。
 - ・ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原料の仕入元、製造の状態、出荷先、その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するように努める。
 - ・ 製品について、自主検査を行った場合にはその記録を保存するように努める。
2. 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適性に製造を管理するための取組に関すること（適正製造管理）について
 - ① 製造に使用した原材料及び製造した器具又は容器包装の一部を必要に応じて保存する規定については、器具や容器包装の使用期限がその種類により多様であり、現実的ではないことがあるのを考慮し削除する。
 - ② 記録等については、自治体による監視を考慮し、以下の規定を加える。
 - ・ 前各号に規定する取組の内容に関する書面とその実施の記録を作成し、適切な期間保存すること。
 - ③ その他、ポジティブリストへの適合確認については、法の規定により自明であるため削除するなど、所要の改正を行う。
3. 一般衛生管理及び適正製造管理の両方に関係する事項について
 - ① ポジティブリストの再整理によって削除される情報含め安全性又は品質に関し、ポジティブリストに適合している旨以外の情報を下流の事業者へ正しく伝達することが必要であるため、以下のとおり、適正製造管理に義務規定を加える。
 - ・ 製造される器具・容器包装の使用方法等、食品衛生上の危害の発生の防止のために販売先に伝える必要がある情報を管理する。

- ② ポジティブリストの対象外の材質のものを含め、すべての器具又は容器包装を製造する営業において食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う器具又は容器包装に関する情報伝達をすることが望ましいため、以下のとおり、一般衛生管理に努力義務規定を加える。
- ・ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う器具又は容器包装に関する情報の提供に努める。